壬生町公告第６８号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 46 第 1 項の規定により、下記の認可地縁団体より所有不動産の登記移転等に係る公告申請があったため、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月１３日

壬生町長　　小　菅　一　弥

１　申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
名称：萬町自治会
区域：栃木県下都賀郡壬生町本丸一丁目１番、通町４番・５番、大師町１番から４２番（８番・１１番・１３番・２０番を除く）、神代橋から上田街道十字路までの県道２号線北側から黒川までの大字壬生甲の区域
主たる事務所の所在地：壬生町通町５番４号

２　不動産に関する事項
・土地

地　目	面　積	所　在　地
宅地	89.25 ㎡	壬生町通町 1417
宅地	82.64 ㎡	壬生町大師町 1217

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
○通町 1417・大師町 1217

氏名又は名称	住所
菊地誠一郎	壬生町大字壬生 466 番地
伊沢英吉	壬生町大字壬生 452 番地
松本角之進	壬生町大字壬生 464 番地
松本徳右エ門	壬生町大字壬生 479 番地
中沢利作	壬生町大字壬生 480 番地
馬場梁吉	壬生町大字壬生 448 番地
木村政吉	壬生町大字壬生 471 番地
酒井啓藏	壬生町大字壬生 460 番地
茂木辰二	壬生町大字壬生 457 番地
三田力太郎	壬生町大字壬生 470 番地
大山忠松	壬生町大字壬生 451 番地
寺内仙之助	壬生町大字壬生 449 番地
富本小十郎	壬生町大字壬生 447 番地
髙岩マツ	壬生町大字壬生 450 番地
輕部寅吉	壬生町大字壬生 453 番地
渡辺勇吉	壬生町大字壬生 453 番地
増田金藏	壬生町大字壬生 453 番地
飯塚トヨ	壬生町大字壬生 454 番地

小出末藏	壬生町大字壬生 475 番地
山口亀吉	壬生町大字壬生 455 番地
松本照吉	壬生町大字壬生 474 番地
小出三之助	壬生町大字壬生 472 番地
松田浅三郎	壬生町大字壬生 473 番地
松本亀吉	壬生町大字壬生 456 番地
佐藤石松	壬生町大字壬生 458 番地
荒川八十吉	壬生町大字壬生 461 番地
小出清吉	壬生町大字壬生 462 番地
上野金性	壬生町大字壬生 462 番地
田口藤太郎	壬生町大字壬生 462 番地
荒川久兵衛	壬生町大字壬生 483 番地
山木由平	壬生町大字壬生 482 番地
荒川浦吉	壬生町大字壬生 484 番地
鈴木倉太	壬生町大字壬生 459 番地
永井谷五郎	壬生町大字壬生 460 番地
本沢源之丞	壬生町大字壬生 467 番地
増田佐吉	壬生町大字壬生 467 番地
松本佐助	壬生町大字壬生 468 番地
村田栄吉	壬生町大字壬生 489 番地
三浦末十	壬生町大字壬生 489 番地
寺内兼吉	壬生町大字壬生 487 番地
木村熊治	壬生町大字壬生 487 番地
角田倉吉	壬生町大字壬生 486 番地
寺内定吉	壬生町大字壬生 485 番地
黒川織之助	壬生町大字壬生 481 番地

3　公告期間　令和８年１１月１３日から　令和９年２月１５日まで

4　異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

5　異議を述べることができる期間

公告期間中

6　異議を述べる方法

壬生町長に対し、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出する

7　異議申立書等提出先

栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲 3841 番地 1
壬生町産業生活部生活環境課まちづくり推進係
電話番号　０２８２－８１－１８８８